

住宅改修などで税金が減額になります

固定資産税の減額



住宅の耐震化やバリアフリー、省エネ改修をした場合、規定の要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります。(※申請は原則として工事終了後3カ月以内)

耐震改修

工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/2を減額します。

☆対象住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

☆対象工事

建築基準法の耐震基準に適合する工事費用50万円を超える改修工事

☆申請書類

地方公共団体や建築士が発行した証明書と改修費用が確認できる書類

省エネ改修

工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額します。

☆対象住宅

平成20年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

☆対象工事

工事費用50万円を超える窓の改修(必須)や断熱改修など省エネ基準適合の熱損失防止改修工事

☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの(必ず建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書を添付)

※バリアフリー改修及び省エネ改修については、耐震改修工事による減額を受けた住宅については対象外です。

バリアフリー改修

工事完了の翌年度のみ、床面積100㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額します。

☆対象住宅

65歳以上か障がいのある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

☆対象工事

自己負担額50万円を超えるバリアフリー改修工事(補助金を受けている場合は差し引いて自己負担額が50万円を超えていること)

☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの(建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書でかえることができる)

■問い合わせ 税務課固定資産税担当

(内線156～158)



耳寄り情報!

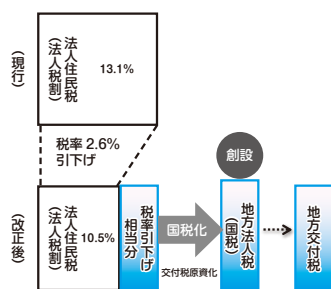
地震から命と財産、そしてまちを守るためには、木造住宅の耐震化が急務です。東日本大震災によって、皆さんの耐震化への関心が高まっていることから、市では木造住宅の耐震化を推進するため、無料耐震診断や各種耐震改修助成を実施しています。(※詳細は広報5月号P11に掲載)

■問い合わせ

建設課建築営繕担当 (内線243・244)

■問い合わせ 税務課市民税担当

(内線154)



※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から対象になります。

平成26年度税制改正により、法人住民税の法人税割の税率が変わります。地方自治体間の財政力格差を縮小するために、法人住民税の一部を国税化するため、法人住民税(市税)の法人税割の税率を13.1%から10.5%に引き下げます。引下げ相当分は地方法人税(国税)が創設され、地方交付税の原資として地方に分配されます。

▼法人事業主の方へ▲
法人住民税の税率が変更になります